

官報號外 昭和十八年十月二十九日

○第八十三回 貴族院議事速記録第三號

昭和十八年十月二十八日(木曜日)午後二時
五十四分開議

議事日程 第三號

昭和十八年十月二十八日

午後二時開議

第一 會計法戰時特例中改正法律案

(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 帝國鐵道會計法中改正法律案

(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 所得稅法及地租法中改正法律案

(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 國有財產法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマス

本日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

軍需會社法案特別委員會

委員長 子爵八條 隆正君

副委員長 男爵東郷 安君

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集

中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補

關及復職ニ關スル法律案特別委員會

委員長 子爵會我 祐邦君

副委員長 男爵本多 政樹君

本日政府ヨリ左ノ答辯書ヲ受領セリ

貴族院議員田中館愛橋君提出國語ノロ一

マ字綴リ方統一ニ關スル質問ニ對スル答

辯書

〔左ノ主意書及答辯書ハ朗讀ヲ經
サルモ參照ノタゞ茲ニ載録ス〕

昭和十八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

昭和十八年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第八十三回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員 内務書記官 中島 賢藏君

内務書記官 中島 賢藏君

此ノ如キハ政府ノ方針ニ疑惑ヲ懷カシムルノ慮ナシトセス
政府ハ適當ノ訓諭ヲ與ヘ之等訓令式ニ統一ノ阻害ヲ除ク意思ナキヤ
然ルニ今南方地域ニ英語ノ行ハル、ニ顧ミテ一旦訓令ノ式ニ從ヒタルモノヲ再ヒ改竄スルモノアリ

下出 民義 岩田 靖造

出光 佐三 岩田 三史

柴田兵一郎

昭和十八年十月二十八日

内閣總理大臣 東條 英機

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

貴族院議員田中館愛橘君提出國語ノロード

マ字綴リ方統ニ關スル質問ニ對シ別紙
答辯書差進候

貴族院議員田中館愛橘君提出ノ國語ノ

ロトマ字綴リ方統ニ關スル質問ニ對

スル答辯書

一、ローマ字ニ關シテハ御意見ノ通り内
閣訓令式ニヨルベキモノナルヲ以テ南
方諸地域ニ於テローマ字ヲ使用スル場
合ハ右訓令式ニ從フ様關係各廳トモ協
議ノ上十分手段ヲ講ズル方針ナリ

右及答辯書也

昭和十八年十月二十八日

文部大臣 子爵岡部 長景

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會
議ヲ開キマス、日程第一、會計法戰時特例
中改正法律案、日程第二、帝國鐵道會計法

中改正法律案、日程第三、所得稅法及地租
稅法中改正法律案、日程第四、國有財產中
改正法律案、日程第五、國債關係事務簡捷
化ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、

答辯書差進候

法中改正法律案、日程第四、國有財產中
改正法律案、日程第五、國債關係事務簡捷
化ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、

第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ五案ヲ
一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイ
マセヌカ

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

第一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイ
マセヌカ

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十八年十月二十七日

委員長 男爵深尾隆太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

要約致シマシテ、又或モノハ質疑應答ニテ明
カニセラレマシタ點ヲモ織リ込ミマシテ、
之ニ主ナル質疑應答ト共ニ併セテ順次御說

明申上ゲルコトト致シマス、第一、會計法
戰時特例中改正法律案ニ付テ、是ニハ改正ノ
點ガ三ツアリマス、第一點ハ補助費ノ使用
残リノ分ヲ翌年度ニ繰越ヲ爲シ得ルコト、
第二ハ、賣買、貸借、請負等ノ契約ニ付テ、
主務大臣ノ必要ト認ムル場合ハ競争入札ヲ用
ヒズ、指名入札又ハ隨意契約ト爲スコトヲ
得ルコト、第三ハ、一ノ會計又ハ勘定ニ屬
スル特定ノ經費又ハ收入ヲ、勅令ノ定ムル
所ニ依ツテ他ノ會計又ハ勘定ニ屬セシムル
コトヲ得ルコト、例ヘバ郵便年金、簡易保
險等ノ收入金ヲ通信事業特別會計ニ繰入レ
テ、是ヨリ直接ニ其ノ事業ノ歳出ヲ支拂フ
コトトスルヤウナ例デアリマス、此ノ三ツ
ノ點デアリマス、之ニ對シテ、會計事務ノ
簡素化ヲ圖ル必要ハ同感デアルケレドモ、
臨時軍事費ニ付テ考ヘテ見ルト、是ハ戰爭
終了迄ヲ一會計年度ト看做シテ、決算ヲ議
會ニ提出シナイコトニ取扱ハレテ居ルガ、
非常ナル長年月ニ亘ツテ其ノ儘トシテ置ク
ヨリハ、何等カノ方式ヲ以テ或期間ヲ限ツテ
議會ニ提出スルコトヲ考慮スルコトハ如何
カト云フ質疑ニ對シマシテ、此ノ點ニ關シ

マシテハ政府ニ於テ從來トモ種々研究ヲシテ見マシタガ、報告トシテ纏メルニ非常ナ手數ヲ要スルコト、又決算ノ形式ヲ以テ明細ニ報告ヲ作リマストキハ、經費ノ使用推移ガ判明シテ戰略上好マシカラザル點ガアルコト、此ノ二點カラ之ヲ實現スルコトハ不適當デアルト云フ結論ニ達シテ居ルノデ、將來トテモ此ノ儘デ行ク考デアルト云フ答辯デアリマシタ、又本案ノヤウニ政府當局ノ自由裁量ノ範圍ヲ擴大シテ、會計事務ノ簡素化ヲ圖ルコトハ、今日ノ場合結構ラ、會計精神ノ弛緩ナキコトヲ國民ニ示シト考ヘルケレドモ、又一面ヨリ見レバ、巨大ナル經費ヲ支出シテ居ルコトデアルカト思フガ如何カ、ト云フ質疑ニ對シテ、會計制度ヲ嚴正ニ守ルコトヲ信條トスペキコトハ全ク御同感デアッテ、其ノ心懸ケヲ以テ取扱シテ居ル、本案ノ實行ニ當ッテモ十分注意シテ放漫ニ流レナイヤウニ監督ヲスル考デアルト云フ答デアリマシタ、次ニ第ニ一部デアリマス、ソレデ鐵道會計法中ニ、二、帝國鐵道會計法中改正法律案、是ハ運輸通信省ノ新設ヲ致シテ、運輸通信事業ニ劃期的ノ改善ヲ爲サムトスルニ對處スル改正ノ一部デアリマス、ソレデ鐵道會計法中ニ、

業及倉庫營業ニ關スル監督助成及給制ニ要
倉庫營業中ニ臨港倉庫ヲ除クト書イテアル
ガ、地理的ニ見レバ、海岸デナクシテ河川ノ
奥ニアル倉庫デモ、用途的ニ考ヘレバ海上運
送ト密接ノ關係モアルモノガアル、此ノ臨
港ト云フ字ノ定義ガ判然シナイト云フト、
實行ニ當ッテ問題ノ生ズル屢ガアルト思フ、
ト云フ質疑ニ對シテ、海岸ヲ主トスルモノデ
アルガ、海上運送ニ關係ノ深キ處ハ廣ク取
入レルコトトシテ、即チ地域及用途ヲ參酌
シテ運輸通信大臣ニ於テ指定ヲスル積リデ
アルト云フ答デアリマシタ、又鐵道特別會
計ニ於テハ、此ノ際監督事務ノ經費ヲ一般
會計ニ移シテ豫算ヲ請求スルヲ適當ト思考
セラル、ノニ、本改正ハ是ト並行シテ、特別會
計ニ更ニ監督事務ノ費用ヲ附加スルコトニ
ナツテ、不條理ヲ重ネテ居ルノデハナイカ
ト云フ質疑ニ對シ、今回ノ追加ニハ不條理ナ
リト考ヘラレル部分ガアルコトハ之ヲ認
ムルモ、全體ヨリ見レバ極メテ小ナル部
分デアツテ、今日ノ際已ムヲ得ナイト云
フ答デアリマシタ、第三、所得稅法及地
租法中改正法律案是ハ改正ノ點ガ三ツアリ
マス、第一、公社債ノ利子ニ對スル分類所

得税ハ、實際其ノ支拂ヲ受ケタル時ノ稅率ニ依リ賦課スルモノト、是ハ稅率ノ改正ガ令新規繁デアリマスカラ、支拂ノ際ニ、是ハ新規率デ課スルモノカ、舊稅率デ課スルモノカ、支拂フベキ日ノ率ニ依ッテ支拂フトスレバ、ソレヲ調べナケレバナラヌノデ、其ノ手數ヲ省ク爲ニ現在支拂フ時ノ現行率デ分類所得稅ヲ課スルコトニスル次第デアリマス、第二二八地租ノ内、田租ハ一月、三月ノ二回ノ收納ヲ改メテ、二月一回トスルコトデアリマス、是ハ田租ヲ納メテ居ル人數ハ二百五十餘萬人デアリマシテ、個々ノ額ハ極ヌテ少額デアルノデ、之ヲ一回ト纏ヌルコト致シテモ納稅者ニ差シタル苦痛ハナク、手數ハ半減スル次第デアルノデアリマス、第三ハ、田租免稅ノ申請ハ、變更ノナナク、手數ハ半減スル必要ヲ無クシテ、一回ダケノ申請デ宜イコトニ改メルノデアリマス、是ハ小農耕地デ免租トナッテ居ルモノハ五百四十餘萬人ノ多數ニ上ツテ居リマスカラ、毎年之ガ届出受理ヲスル手續ガ節約セラル、コトトナルノデアリマス、而シテ土地買賣シ等ノ場合ハ、届出ヲ怠ツテ居ル者ガアリマシテモ、土地ノ登記ヲ爲ス爲ニ、市町村ニ於テ之ヲ整理シテ稅務署ニ連絡ヲスルト云フ仕組デアリマスノデ、其ノ方カスル間違ヒノ生ズル虞ハナイト云フコトデア

リマス、之ニ對シテハ特ニ申上ゲル質疑確
答ハアリマセヌ、第四、國有財產法中改正
法律案、是ハ國有財產總計算書又ハ國有財
產現在額計算書ヲ議會ニ報告スル際ニ、具
レ迄ハ各省別計算書ヲ添付シテ居ツタノゴ
アリマスルガ、非常ナ老大ナモノニナリ一
スノデ、戰時中及ビ戰爭終了後一箇年間、
此ノ各省別計算書ノ添付ヲ停止スルコトト
シテ、其ノ印刷ノ勞力及ビ資材ノ節約ヲ國
ル趣意デアリマス、尤モ原本ハ調製シテア
リマスカラ、議會ニ於テ審議ノ必要ノアル
場合ハ資料提出ヲスル心組デアルト云フ
トデアリマス、是モ特ニ申上ゲル質疑應答
ハアリマセヌ、第五、國際關係事務簡捷化
ニ關スル法律案、是モ三點アリマス、第一
現行デハ、登錄公債ニ對シテ債權者ノ請書
アル場合ハ記名證券ヲ發行スルコトニナ
テ居リマスガ、之ヲ改メテ證券發行ヲシテ
イコトトシタノデアリマス、第二ハ、國債
ノ元利金支拂ニ際シテ消滅時效ガ完成シニ
居ル場合ニ於キマシテモ、當分ノ内之ガ士
拂ヲ爲スコトト改メタノデアリマス、是ニ
デアリマスカラ、其ノ支拂ノ際ニ一々時效
關係ノ調査ヲスルト云フコトハ、非常ナ繁
力ニナルノデアリマスカラ、之ヲ省イテ、當

シテ記名證券ヲ發行スル規定デアリマスガ、
ソレヲ改メマシテ、當分ノ内登録公債ト爲
サズシテ無記名證券ヲ發行スルコトト改メ
ルノデアリマス、之ニ對シマシテ、賜金公
債ハ質入讓渡ヲ禁止サレテ居ル筈デアルケ
レドモ、實際ニ於テハ色々ノ手段デ他人ノ
手ニ移ツテ居ルコトガアル、無記名トナレバ
一層是ガ自由ニ行ハレハシナイカ、ト云フ
質疑ニ對シマシテ、無記名デハアルケレド
モ、券面ニハ質入讓渡禁止ノ旨ガ記載シテ
アッテ、又一般ニモ此ノコトハ知レ瓦ツテ居
ルカラ、今回無記名ニシタ爲ニ其ノ危險ガ
増大スル虞ハナイト思フ、尙又元金支拂ノ
際ニヘ、市町村長ノ證明書其ノ他ヲ以テ、
本人又ハ相續人タルコトヲ明カニスル方法
ヲ講ジタイト考ヘテ居ルト云フ答デアリマ
シタ、是デ質疑應答ヲ終リマシテ、五案ヲ
一括シテ討論ニ入りマシタ、一委員カラ、
各案共贊成デアルガ希望ノ點ヲ述ベルト云
フコトデ、其ノ一、今般運輸通信省ガ新設
セラレタノデ、鐵道ハ、海運陸運ト並ンデ
其ノ大臣ノ監督下ニ入ルモノデアルカラ、

帝國鐵道會計ハ現業關係ノミヲ特別會計トシテ存儲ヲシテ、監督行政ニ當ルモノノ費用ハ一般會計ニ移スコトガ至當ナリト思考セラレルノデアル、ソレデ此ノ機會ニ之ガ改正セラレルコトヲ期待シテ居ツタガ、却テ一部逆行ノ改正ヲ見タ次第デアルガ、此ノ根本的改正ヲ考慮セラレムコトヲ希望スル、其ノ二ハ、臨港倉庫ノ指定ニ付テハ、地域的ニモ用途的ニモ劃然ト區別スル線ヲ引クコトハムツカシイコトデアルカラ、或場所ノ倉庫ノ所屬ニ付テハ、鐵道關係當局ト海務關係當局トノ間ニ意見ノ扞格ヲ生ズル虞ガアル、ソレ故ニ慎重ナル検討ト共ニ速力ニ之ガ指定ヲ行ッテ、倉庫業者竝ニ之ガ利用者ニ不便ヲ與ヘナイヤウニ注意ヲ願ヒタイトノコトデアリマシタ、更ニ他ノ一委員ヨリ、今日ノ決戰態勢下ニ於テ何レモ必要ノ改正デアルトシテ贊意ヲ表スル次第デアルガ、一點ノ希望ヲ述べタイ、ソレハ戰功ニ依ッテ賜ツタ公債ハ正當ノ所有者ヲシテ永ク其ノ恩惠ヲ享有セシムルコトハ最モ望マシキコトデアルノデアルカラ、今回右公債ニ對シテ無記名式ヲ採用スルコトト相成ツテモ、關係當局ニ於テハ一層其ノ點ニ留意セラレムコトヲ望ムト云フノデアリマシタ、是ニテ討

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナケレバ、五案ノ採決ヲ致シマス、五案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 五案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問題ニ供シマス、五案全部、委員長ノ報告通り御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼宣君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼宣君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼宣君) 五案ノ第三讀會ヲ開キマス、五案全部、第二讀會ノ決議通り、御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼宣君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ議事日程ハ全部議了致シマシタガ、尙會議ニ付スベキ議案ガ多數ゴザイマスカラ、此ノ際午後七時迄休憩ヲ致シマス

午後三時十七分休憩

午後七時十八分開議

○議長(伯爵松平頼宣君) 報告ヲ致サセマス

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニス

〔寺光書記官朗讀〕

ニ主要ナル事項ヲ簡単ニ御説明申上ゲマス、第一ニ、衆議院議員ニシテ大東亞戰爭タモノニ付キマシテハ、之ガ補闕ヲ行ハナイ趣旨ヲ以チマシテ、議院法第八十四條及衆議院議員選舉法第七十九條ノ規定ヲ適用セザルコトニ致シタノデゴザイマス、其ノ理由ハ、應召ニ因リ失職シタル所ノ議員ハ、召集解除ニ因シテ再び議員ノ職ニ復スルコトニ相成リマス關係上、之ガ爲ニ補闕ヲ行ヒマスコトハ適當ト認メ難イ點ガアルカラト申スコトデゴザイマス、第二ニ、衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シテ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノガ召集ヲ解除サレタル時ハ、直チニ舊ノ議員ノ職ニ復スルコトニ致シタノデゴザイマス、應召者ガ歸還致シマシタ場合ニ於キマシテ、其ノ者ガ舊衆議院議員デアッテ、應シテ、其ノ職ニ復セシムルコトニ致シマスコトハ、極メテ至當ノ措置ト考ヘラレタノデゴレタト云フコトデアルナラバ、之ヲ舊ノ議員ニ因リ其ノ職ヲ失ツタモノ「デアリ、且其ノ舊ノ任期中ニ於キマシテ召集ヲ解除セラレタト云フコトデアルナラバ、之ヲ舊ノ議員ノ職ニ復セシムルコトニ致シマスコトハ、極メテ至當ノ措置ト考ヘラレタノデゴレタト云フコトデアルナラバ、之ヲ舊ノ議員ニ基キマシタ規定ガゴザイマス、是ハ御承

ムトスルコトデゴザイマセウガ、今回衆議院議員ニ付キマシテモ、是ト同様ノ措置ヲ執ラム年法律第八十四號中改正法律案ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス、政府ノ説明ニ依リマスト、今次ノ改正ハ、地方議會ノ議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失フ場合ニ於ケル失職ノ手續並ニ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕ニ關シ、大東亞戰爭ノ新情勢ト、過去數年ニ亘ル法律運用ノ實績トニ鑑ミ、必要ナル改正ヲ加ヘムトスルモノデゴザイマス、以下本案ノ内容ニ付テ申上ゲマスレバ、其ノ主要ナル事項ヲ御説明申スコトニ止メテ置キマスルガ、第一ニ、地方議會ノ議員ニ付キマシテハ、其ノ召集中ナルニ因ル失職ハ、衆議院議員ニ於ケルト異リ、一々當該地方議會ノ決定ヲ經ナケレバナラヌコトニナッテ居リマスルガ、召集中ナルノ事實ハ客觀的ニ明瞭ナル事實デゴザイマスルカラ、其ノ決定手續ヲ廢止スルコトニナツタノデゴザイマス、第二ハ、地方議會ノ議員ニ致シマシテ大東亞戰爭ニ際シ應召中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノニ付キマシテハ、前ニ述ベマシタル所ノ衆議院議員ノ場合ト同様ノ趣旨ヲ以テ致シマシテ、之ガ補闕ヲ行ハナイコトニ致シマス、唯

斯ク致シマスト、數多キ地方議會ノ中ニハ、議員ノ關員ガ多クナッテ、議會ノ機能上支障ヲ生ズルノ虞ガアリマス場合モナイトハ限リマセヌノデ、之ヲ保障スル趣旨ヲ以チマシテ、議員ノ現在數ガ議員定數ノ三分ノ一ヲ割ルニ至ツタ場合ニ於キマシテハ、之ガ補闕ヲ行フコトニ致サレタノデゴザイマス、以上ガ政府ガ此ノ二案ニ關シマシテ委員會ニ於キマシテ説明ヲセラレタ所ノモノヲ、ゴザイマス、委員會ハ今朝開會致シマシテ、委員長及副委員長ノ選舉ヲ行ヒ、引續イテ質疑應答ニ移リマシタ、ソレカラ十一時頃、談會ヲ開キ、午後二時再開致シマシテ、午後引續キ質問應答ヲ續ケマシタ、其ノ後ニ於キマシテ討論ニ移リ、ソレカラ採決ヲ致シマシタ處ガ、滿場一致全部原案速リ可決サレタ次第デゴザイマス、其ノ主ナル質疑ノ二三ヲ申上マス、或委員カラハ、衆議院議員ニシテ官吏トナルト失格スルガ、斯カル者モ國家ノ要請ニ應ヘテ役人トナックノデアルカラ、本案ノ如キ規定ガ必要ト思フガドウカト云フ御尋デゴザイマシタ、政府ハ、本法案ハ衆議院議員ノ應召ト云フ最近ノ新事態ニ對處スル應急措置デアルカラ、不都合ガ生ゼヌヤウニトノ考ニ出タモノデアル、官吏任用ノ問題ニ付テハ、別途ニ考究すべ

キコトト思フ、又一委員ヨリハ、本案ノ趣旨ノ
併シナガラ此ノ規定ノ如キ程度ノモノデ
ハ、本案ノ趣旨トスル所ノモノヲ満足ニ言
ヒ現シテ、又理解サセルコトガ出来ルカド
ウカヲ疑ハシク思フ、議院法ノ七十七條
ニ、「退職者トス」トアルノハ、當然ノコト
ヲ規定シタモノニアッテ、分リ切ッタコトデア
ル、衆議院議員ノ職務ト資格トハ分ツコト
ガ出来ナインデアリ、此ノ點ハ職務ヲ行ヒ
得ナクトモ貴族院議員タル資格ニハ變リナ
ル、
イノトハ少シク違ッタ性質ヲ持ッテ居ル、要
スルニ衆議院議員ハ其ノ職務ト資格ハ合體
シタモノニアッテ、資格ヲ失ヘバ當然職務
ハ無クナルノデアル、應召シタ衆議院議員
ニ其ノ資格ヲ帶ビタル儘ニスルヤウニ書テ
現シタイト思フ、本法案ハ一旦資格ヲ失ッタ
者ニ更ニ資格ヲ與ヘルト云フノデアルガ、
是ハドウモ書キ現シ方ガ條理ニ反スルヤウ
ニ思ハレル、本案ノ趣意ヲ通ス爲ニハ、先
づ資格ヲ失ハシメナイト云フコトヲ先ニ
明カニ書ケキデハナカラウカ、補闕選
舉ヲ行ハヌトカ復職セシムルトカ云フ
コトヲ規定スルコトハ、抑々枝葉ノ問題デ
アツテ、根本問題ニ觸レテハ居ラナイ、立
法ノ仕方トシテハ、ドウモ正シクナイヤウ

ニ思ハレル、斯クノ如キ廻リクドイ立法ヲセズ、モット簡單ニ、自分ヲシテ言ハシムレバ「大東亞戰爭ニ因リ召集ヲ受ケタル衆議院議員ハ資格ヲ失ハズ、但職務ヲ行フコトヲ得ズ」ト云フ書キ方モアリハシナイカト思フ、而シテ斯クノ如ク書ケバ、諱々シク或ハ失職ヲスルトカ或ハ職務ヲドウスルトカ云フヤウナ如ク書ケバ、諱々此ノ一條ヲ以テ簡單明瞭ニ分ルヤウナ氣ガスル、而シテ此ノ問題ガ衆議院デ討議セラレルニ當リマシテハ、衆議院デハ憲法違反ニナルト云フヤウナ議論ガ出タサウデアルガ、本案ノ如キ規定方法デハ、其ノ議論ガ出ルノモ當然デハナカラウカト思フ、自分ノ純理カラ考ヘテ見ルト、全ク立法技術ノ下手ト云フコトガ言ヘハシナイカト思フ、是ハ政府ハドウ考ヘルカト云フ御質問デゴザイマシタ、政府ハ、被選舉資格ガ無クナレバ從ツテ選舉者トナル從來ノ建前ハ、色々ト學者ニ依ッテモ論ゼラレテ居ル所デアリマス、而シテ長ク行ハレテ來タ所デアリマスガ、政府ト致シマシテモ、只今ノ衆議院法スルノデアルカラ、此ノ從來執ツテ來マシタ建前ヲ動カスコトハ如何カト思ッタノ議員ノ應召ト云フ新事態ニ對シ例外的ニ立

ノデアリマスガ、從來ノ建前ヲ變ヘズニ、而モ目的ヲ達スルヤウニト考ヘテ、斯様ナ立法ニナッタノデアリマス、更ニ又一委員ヨリ、應召議員ノ戰死ノ場合ニハ補選選舉ヲ行ハレルコトニナルノデアルカト云フヤウナ意味ノ御質問ガゴザイマシタ、政府ハ、戰死ノ場合ヲ規定スルコトハ、勇躍出征スル方ニ對シテドウモ如何カト思フ點ガ多々アル、死ト云フヤウナコトヲ此ノ場合ニ餘り言フノハドンナモノカト思フ、又一旦規定スルトナレバソレニ伴ウテ他ニ色々ノコトヲ書カナケレバナラナクナル、例ヘバ出征中ニ起ル所ノ或法規上ノ問題ニ觸レルトカ何トカト云フヤウナ場合ヲモ想像シナケレバナラヌ必要ガ起リハシナイカト申サレマシタ、無論ソレハ左様デゴザイマスト、大體主ナル質問ハソレ位デゴザイマシテ、ソレカラ考ヘテ作ツタノデアッテ、今後ノ狀況如何ニ依ッテハ、又之ヲ變更シナケレバナラヌ、ソレカト云フヤウナコトヲ此ノ場合ニ書クコトハ面白クナイ、ドウモ壯途ニ就カムトスル所ノ勇士ニ對シテ適當ナルコトデナイト思フカラ止メタ、實際上ノ問題トシテ、其ノ必要ハ現在ノ所デハ無、イト思フ、即チサウ云フコトハ書キタクナイト云在、説明ニ依ルト、補選選舉ハ行ハナイト云フコトデアルガ、或一選舉區カラ總テノ云フコトデアルガ、本旨ハ、召集議員ニハ尙衆議院議員タルノ名譽ヲ帶びサセツ、征カシテ貴フト云フヤウナ意味デアラウト思フガ、故ニ召集セラレタ議員ハ失格サセナカツカ方ガ宜クハナイカ、然

所謂選舉區カラ議員ノ、民意ヲ上達スルヤウナ人ガ居ナクナルヤウナ場合ヲ想像シタラバ、ソレハドウスルカト云フヤウナ質問デゴザイマシタ、是ハ只今ノ狀況ニ於キマシテ、現實ニ衆議院議員デ軍籍ニ在ル所ノ者ハ少イ、又其ノ選舉區ノ關係ヲ調べルト、斯ウ云フコトハ有り得ナイコトニナツテ居ル、又一委員ヨリ、然ラバ現在ノ法案ト云フモノハ、現實ニ直面シタ所ノ、現實スルトナレバソレニ伴ウテ他ニ色々ノコトヲ書カナケレバナラナクナル、例ヘバ出征中ニ起ル所ノ或法規上ノ問題ニ觸レルトカ何トカト云フヤウナ場合ヲモ想像シナケレバナラヌ、サウ云フヤウナコトヲ此ノ場合ニ書クコトハ面白クナイ、ドウモ壯途ニ就カムトスル所ノ勇士ニ對シテ適當ナルコトデナイト思フカラ止メタ、實際上ノ問題トシテ、其ノ必要ハ現在ノ所デハ無、イト思フ澤山ノ御意見ハゴザリマセヌデシタガ、一委員ヨリ、自分ハ本案ニ贊成スル者デアルガ、決シテ私ノはカラ言ハムト欲スル所ノモノハ、附帶條件ヲ意味スルノデハナイ、實ニ此ノ趣旨ハ贊成デハアルガ、將來希望シテ自分トシテ一言述ベサシテ貴ヒタイ、立案ノ趣旨ハ結構デアルガ、本旨ハ、召集議員ニハ尙衆議院議員タルノ名譽ヲ帶びサセツ、征カシテ貴フト云フヤウナ意味シタヤウナ意味ニ附ケ加ヘテ、更ニ之ヲ強調シテ置キタイト云フ御意見デアリマシタ、而シテ委員會ハ、他ニ御意見ガゴザイマセヌデシタカラ、引續キ採決ヲ致シマジタ處ガ、滿場一致可決サレマシタ次第デゴ

○議長(伯爵松平龜壽君) 別ニ御發言モナケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌ力タト云フヤウナ場合ニハドウスルカトカ、ラズシテ其ノ失職者ヲ復職セシムルヤウナ書キ方ト云フモノハ、實際色々ノ疑義ヲ惹キ起ス所ノ、何處々々ニ抵觸スルトカ、何々ニ違反デアルト云フヤウナ、法理上ノ疑義ヲ生ズルコトガアリハシナイカ、更ニ其ノ意味ニ於テ、若シ自分ガ、普通ノ議會ノヤマシテ、現實ニ衆議院議員デ軍籍ニ在ル所ノ者ハ少イ、又其ノ選舉區ノ關係ヲ調べルト、斯ウ云フコトハ有り得ナイコトニナツテ居ル、又一委員ヨリ、然ラバ現在ノ法案ト云フモノハ、現實ニ直面シタ所ノ、現實スルトナレバソレニ伴ウテ他ニ色々ノコトヲ書カナケレバナラナクナル、例ヘバ出征中ニ起ル所ノ或法規上ノ問題ニ觸レルトカ何トカト云フヤウナ場合ヲモ想像シナケレバナラヌ、サウ云フヤウナコトヲ此ノ場合ニ書クコトハ面白クナイ、ドウモ壯途ニ就カムトスル所ノ勇士ニ對シテ適當ナルコトデナイト思フカラ止メタ、實際上ノ問題トシテ、其ノ必要ハ現在ノ所デハ無、イト思フ澤山ノ御意見ハゴザリマセヌデシタガ、一委員ヨリ、自分ハ本案ニ贊成スル者デアルガ、決シテ私ノはカラ言ハムト欲スル所ノモノハ、附帶條件ヲ意味スルノデハナイ、實ニ此ノ趣旨ハ贊成デハアルガ、將來希望シテ自分トシテ一言述ベサシテ貴ヒタイ、立案ノ趣旨ハ結構デアルガ、本旨ハ、召集議員ニハ尙衆議院議員タルノ名譽ヲ帶びサセツ、征カシテ貴フト云フヤウナ意味シタヤウナ意味ニ附ケ加ヘテ、更ニ之ヲ強調シテ置キタイト云フ御意見デアリマシタ、而シテ委員會ハ、他ニ御意見ガゴザイマセヌデシタカラ、引續キ採決ヲ致シマジタ處ガ、滿場一致可決サレマシタ次第デゴ

○議長(伯爵松平龜壽君) 別ニ御發言モナケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌ力

等デアリマス、次ニ此ノ追加額ノ大要ニ付テ申上ゲマスト、第一、内務省所管、防空總本部ノ設置、防空ニ關スル研究及講習機構ノ充實、地方行政協議會ノ機能擴充ニ要スル經費、國土計畫、木船建造ニ關スル經費、遞信省所管ヨリノ移管ニ伴フ經費等デアリマス、第二、大藏省所管、今回ノ臨時議會ニ要スル經費、地方財務機構ノ充實ニ要スル經費、企畫院所掌ニ係ル國政ノ綜合運營ニ關スル事務ノ内閣ヘノ移管ニ伴ヒマシテ要スル經費等デアリマス、第三、厚生省所管、行政機関ノ整備ニ伴フ機械技術員養成ニ關スル事務ノ商工省カラノ移管ニ要スル經費デアリマス、行政職權特例ニ基イテ行ヒマシタ遞信省所掌船員職業紹介ノ事務ガ國民職業指導所ヘノ移管ニ伴フ經費等デアリマス、第四、大東亞省所管、今次ノ行政機構整備ニ伴フ交易關係事務ノ商工省所管カラ、移管ニ伴ヒ要スル經費デアリマス、第五、農商省日滿ヲ通ズル食糧ノ自給態勢ヲ確立シ、國民生活物資ノ綜合確保ヲ圖リ、戰時國民生活ノ安定ヲ期スル爲ニ、農林省ヲ廢シ農商省ヲ設定シタ爲ニ要スル經費デアリマス、第六、軍需省所管、軍需生產ノ急速増強、特ニ航空戰力ノ躍進的擴充ヲ圖リ、軍需生產ノ計畫的統一的遂行ヲ確保スル爲ニ、

商工省、企畫院ヲ廢止シ新タニ軍需省ヲ設ケタル爲ニ要スル經費、及航空機等製造用機器ノ生產増強ニ對スル經費デアリマス、第七、運輸通信省所管、海陸ノ綜合的輸送力ヲ急速徹底的ニ強化シ通信能力ノ增强ヲ期スル爲、遞信、鐵道兩省ヲ廢シマシテ、新タニ運輸通信省ヲ設ケマシタニ因ツテ之ニ要スル經費デアリマス、以上デ以テ第一號ヲ終リマス、昭和十八年度各特別會計歲入歳出豫算追加、特第一號、是ハ內務省所管、臺灣總督府特別會計ニ關スルモノデアリマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、內務省所管、朝鮮總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團、臺灣食糧營團ノ經費等業營團債券元利保證、臺灣產業營團損失補償、臺灣總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團損失補償等デアリマス、是カラ質問ニ移リマシタ次第デアリマスガ、コ、デ申上ゲテ置キマシテ祕密會ヲ開會致シマシテ、而シテ外務大臣ヨリノ説明並ニ色々ノ報告ガアリマシタガ、是ハ祕密會ノコトデアリマスカラ申上ゲラレマセヌ、只今カラ質問應答ニ付テ概略ヲ申上ゲマス、災害對策ニ付テノ質問、即チ今回ノ震災、火災、水害ノ件ニ付

商工省、企畫院ヲ廢止シ新タニ軍需省ヲ設ケタル爲ニ要スル經費、及航空機等製造用機器ノ生產増強ニ對スル經費デアリマス、第七、運輸通信省所管、海陸ノ綜合的輸送力ヲ急速徹底的ニ強化シ通信能力ノ增强ヲ期スル爲、遞信、鐵道兩省ヲ廢シマシテ、新タニ運輸通信省ヲ設ケマシタニ因ツテ之ニ要スル經費デアリマス、以上デ以テ第一號ヲ終リマス、昭和十八年度各特別會計歲入歳出豫算追加、特第一號、是ハ內務省所管、臺灣總督府特別會計ニ關スルモノデアリマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、內務省所管、朝鮮總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團、臺灣食糧營團ノ經費等業營團債券元利保證、臺灣產業營團損失補償、臺灣總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團損失補償等デアリマス、是カラ質問ニ移リマシタ次第デアリマスガ、コ、デ申上ゲテ置キマシテ祕密會ヲ開會致シマシテ、而シテ外務大臣ヨリノ説明並ニ色々ノ報告ガアリマシタガ、是ハ祕密會ノコトデアリマスカラ申上ゲラレマセヌ、只今カラ質問應答ニ付テ概略ヲ申上ゲマス、災害對策ニ付テノ質問、即チ今回ノ震災、火災、水害ノ件ニ付

商工省、企畫院ヲ廢止シ新タニ軍需省ヲ設ケタル爲ニ要スル經費、及航空機等製造用機器ノ生產増強ニ對スル經費デアリマス、第七、運輸通信省所管、海陸ノ綜合的輸送力ヲ急速徹底的ニ強化シ通信能力ノ增强ヲ期スル爲、遞信、鐵道兩省ヲ廢シマシテ、新タニ運輸通信省ヲ設ケマシタニ因ツテ之ニ要スル經費デアリマス、以上デ以テ第一號ヲ終リマス、昭和十八年度各特別會計歲入歳出豫算追加、特第一號、是ハ內務省所管、臺灣總督府特別會計ニ關スルモノデアリマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、內務省所管、朝鮮總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團、臺灣食糧營團ノ經費等業營團債券元利保證、臺灣產業營團損失補償、臺灣總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團損失補償等デアリマス、是カラ質問ニ移リマシタ次第デアリマスガ、コ、デ申上ゲテ置キマシテ祕密會ヲ開會致シマシテ、而シテ外務大臣ヨリノ説明並ニ色々ノ報告ガアリマシタガ、是ハ祕密會ノコトデアリマスカラ申上ゲラレマセヌ、只今カラ質問應答ニ付テ概略ヲ申上ゲマス、災害對策ニ付テノ質問、即チ今回ノ震災、火災、水害ノ件ニ付

商工省、企畫院ヲ廢止シ新タニ軍需省ヲ設ケタル爲ニ要スル經費、及航空機等製造用機器ノ生產増強ニ對スル經費デアリマス、第七、運輸通信省所管、海陸ノ綜合的輸送力ヲ急速徹底的ニ強化シ通信能力ノ增强ヲ期スル爲、遞信、鐵道兩省ヲ廢シマシテ、新タニ運輸通信省ヲ設ケマシタニ因ツテ之ニ要スル經費デアリマス、以上デ以テ第一號ヲ終リマス、昭和十八年度各特別會計歲入歳出豫算追加、特第一號、是ハ內務省所管、臺灣總督府特別會計ニ關スルモノデアリマス、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件、內務省所管、朝鮮總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團、臺灣食糧營團ノ經費等業營團債券元利保證、臺灣產業營團損失補償、臺灣總督府特別會計ニ於ケル、臺灣產業營團損失補償等デアリマス、是カラ質問ニ移リマシタ次第デアリマスガ、コ、デ申上ゲテ置キマシテ祕密會ヲ開會致シマシテ、而シテ外務大臣ヨリノ説明並ニ色々ノ報告ガアリマシタガ、是ハ祕密會ノコトデアリマスカラ申上ゲラレマセヌ、只今カラ質問應答ニ付テ概略ヲ申上ゲマス、災害對策ニ付テノ質問、即チ今回ノ震災、火災、水害ノ件ニ付

致シマシテ、サウシテ生活ノ安定ト秩序維持ニ努メタノデアル、是等ハモット急速ニヤツタラ效果ガアツタト思フ、鹽ニ付キマシテハ、各縣ニ非常準備ト云フモノガ備ヘテアツテ、災害ニ應ジテ急速ニヤラレルヤウニナツテ居ル、例外トシマシテハ單行勅令モ出来ルノデアル、田畠ニハ一段歩一千圓以上モ掛けナケレバ復舊ノ出來ナイヤウナモノモアル、ナカニ是ハ一私人デハ困難デアル、斯ウ云フ際ニハ、國トシテハ特ニ高率ノ國家補助ヲスルノデアル、又災害ノ甚ダシキ所ニ對シテハ地租ノ減免モヤル、又府縣ヘノ低利資金ノ融通モ講ズルコトガ出来ルノデアル、何レニセヨ十分ニ善處スルト云フコトデザイマシタ、保険ノコトニ付キマシテハ、生命保険ハ之ヲ拂ツタノデアル、火災保険モ、見舞金ナドハ是迄ニハナカッタノデアルガ、今回ハ此ノ點ニ付テモ行ツテ居ルノデアツテ、サウ冷酷デアルト云フヤウナコトハ聞イテ居ラナイ、靈災保険ト云フコトハ、是ハ震災ハ保険ノ對象デハナイノデアル、且此ノ震災ニ對スル保険ト保険會社ノ金ト云フモノハ、多年ノ間年々云フノハ非常ニ危險モ多イコトデアル、又モノデハナイノデアツテ、右左ニ保険者被

保険者トノ間ニ融通ヲシテ行カナケレバナ
ラヌノデアリマスカラ、震災ノヤウナ大キ
ナカ拂ヘルモノデハナイノデアル、サウ云
フ工合デアッテナカ／＼困難ナ點ガアル、
此ノ故ニ若シ震災保険ト云フ問題ニナレ
バ、是ハ國ガヤラナケレバナラナイ、國ガ
ヤルニシマシテモ保険料ノ算定ノ基礎ヲ何
處ニ求メルカト云フコトニナルト、ナカ／＼
是ハ經濟上ムツカシイ、又風水害保険ニ付テ
モ、是ハ國ガヤルノガ結極デアルト思フガ、
矢張リ計算技術ノ材料ニ乏シイ、此ノ兩者
ニ付テハ、研究ハシテ居ルガ直チニ實行ス
ルト云フコトハ困難デアルト云フコトデア
リマス、復舊ノミデナク復興ト云フコトニ
専念スルト云フコトハ、是ハ誠ニ結構デア
ルガ、是等ニ付テハ今日ノ戰時ノ場合又實
情ニ即シテ行カケレバナラナイト思フ、
島根縣ノ災害ヲ例ニシテ見ルト云フト、雨
量ノ割合ニ水害が非常ニ多カッタ、是ハ前
前カラ長雨ガ續イテ居ツタ所ニ又大キナ雨
ガ降ツタ爲ニ、地盤ノ弛シテ居ツタ所ニ來タ
モノデアリマスカラシテ、此ノ結果ニナツタ
ノデアリマス、勿論伐材ヲシタ云フコト
ハ確カニ一原因デアルカモ知レナイ、又サ
ウデアリマセウ、併シナガラ今日ハ一面ニ

於テ大戦争完遂ノ爲ニ伐材ト云フコトモヤ
ラナケレバナラナイ、從ツテ此ノ木ヲ伐ツタ
跡地ノ植林、山林治水ニ寧ロ力ヲ努メルト
云フコトニナラナケレバナラナイ、昭和十
二年ノ第二期山林治水計畫ト云フモノガアツ
テ、今日實行申デアル、災害防止林モヤル
積リデアル、伐材ト織出ト云フコトニ付テ
モ、ドウモ今日勞務者ガ非常ニ得ルコト因
難デ窮屈デアリマスケレドモ、是モ鐵道省
ト協力シテ出来ルダケ努メテ行ッテ、サウ
シテ災害地ヘノ木材ノ集中モヤル積リデア
ル、治水ニハ砂防ト云フコトガ最モ必要デ
アリマス、砂防十八億圓ト云フコトガ議會
デ當テ決メラレテアルノデアルガ、是ハド
ウカ速力ニ完成シテ費ヒタインデアルガド
ウデアルカト云フコトデアツタガ、此ノ點ニ
付テハ政府ハ、十分ニ是ハ再検討ラシテ後
デ御答ヘスルト云フコトデアリマス、耕作
指導ニ付キマシテハ、地所ニ依リマシテハ
ナカニ算盤的ニ復舊ガ引合ハナイ所ガア
リマス、先程申シマシタ如ク一千圓以上モ
掛カル所ガアルノデアリマス、併シナガラ
此ノ點ニ付テハ如何ニ困難デアリマス、原形
ニ復スルト云フコトモ大イニ政府ハ考ヘテヤ
ラナケレバナラナイ、何トナレバ農業ト土地
ノ愛著ト言フコトハ親密ナ關係ヲ持ツテ行カ

セナケレバナラナイノデアル、特ニ我が國ノ
是ハ醇風美俗デアリマスカラ、成ルベク舊ノ土
地ニ居リタイト云フ者ハ、其ノ元ノ家ニ復舊サ
シテヤルト云フコトノ原則デ行カナケレバナラ
ナイト思フ、金ハ掛ルニシマシテモ十分能ク
其ノ心理状態ヲ尊重シテ其ノ復舊ニ努メタ
イト思フ、麥ノ供出ノコトハモウ完了シタ
ノデアル、之ニ付キマシテモ、農家ノ心理
状態、又實情ヲ観ミ合セテヤツクノデアル、
今日ハ以前ノ如ク特別ノ要求ヲ聞カナイン
デアル、頗ル順調圓滑ニ行ッタモノト考ヘ
ル、且又豫定以上ノ量ガアッタノデアル、
災害地方ノ米ノ減收量ノ鑑定ニ付テモ、追
追計算が完了シテ行キツ、アリマス、其ノ
著シク減收シタ地方ニ於キマシテハ、適當
ニ考慮シテ善後策ヲ講ズル積リデアル、勞務
者配給ノ件デアリマスガ、先程モ申シマシ
タ如ク、勞務ガドウモ斯ウ云フ場合ニハ足
リナインデアルカラ引張リ風ニナル、之
ヲドウシタラ宜イカト云フモノヲ利用シタイ
政府ハ勞務報國會ト云フモノヲ利用シタイ
ル、應急家屋ノ形式ヲ定メマシテ、木材ノ
保有モアルコトデアルカラ、其ノ動員モ出
來テ、著々ト進行シタイト思フ、又商業報

國隊ト云フモノニモ大イニ努力シテ貰ヒタ
イノデアル、家屋ハ元來十五坪ト云フコト
ニ制限ガアリマスガ、罹災地ニ於テハ、是
ハ今日ハ緩和ヲシナケレバナラナイノデ、
二十四坪迄ハ地方長官デヤレルコトニシ
タ、針金トカ、釘トカ、「トタン」板ト云フモ
ノハ、防空對策トシテ地方ニ保管シテアリ
マスカラ、ソレヲ適宜ニ集中シテ送ル積リ
デアル、要スルニ一億ノ結集ノ必要ハ今日
ヨリ甚ダシキモノハナイト考ヘラレル、是
等ノ災害ニ對シテハ實ニ同情ニ堪ヘナイ、
併シナガラ他面ニ依ツテ我々ハ良イ教訓
モ體驗シタノデアル、是デ防空對策ノ上ニ
資スル點モ亦多イト思フ、其ノ點ニ付テハ
十分ニ活用が出來ルト思フト云フ同情的ノ
接拶ガアリマシタ、ソレカラ授職ノコトデ
ス、職業ヲ授ケルコトデアリマス、國民職
業指導所ト云フモノガアッテ、國民共同勤
務施設ヲ又利用シテヤルト云フコトモア
ル、ソレモ今日ハ益、掘下ゲテ深ク考ヘテ行
カナケレバナラナイ、罹災救助基金支出ト
云フコトモ出來ルノデアル、又空襲ナドノ
コトヲ考ヘマシテ、將來ハ益、掘下ゲテ、深
デアル、交通ニ付テノ質問モ出マシタ、潛
水艇ニ對スル船舶輸送計畫、又崑崙丸ノ如

キ事ガ再ビアッタノデハ困ルガ、何カ之ニ
ハ不備ガアルノデハナイカ、之ニ對シマン
テハ、輸送ニ付キマシテハ萬難ヲ排シテ
ヤッテ居ル、海軍トモ連絡ヲ密ニシテ護衛
ナドモ附ケマシテヤッテ居ルノデアルガ、
今後ハ一層輸送力ヲ強化シマシテ、先程ノ
ヤウナ不幸ナル出來事ヲ最小限度ニシテ進
ンデ行キタイ、支那鐵道ヲ利用シテハドウ
デアルカ、日滿支連絡輸送ト云フコトハ、
是ハ一貫的デナクテハナラナイ、彼我有無
相通ジ、計畫ト實施ヲ睨ミ合セマシテ、多
大ナル效果ヲ擧ゲルヤウニ、運輸通信省ト
ナリマスレバ、更ニ又一層之ヲ強化スル便
宜モアラウト思フガ、其ノ點モ十分努力ス
ル、造船、木造船ニ付テハドウ云フ考ヲ持ッ
テ居ルカ、之ニ付テモ十分努力シタイト思
フ、殊ニ木造船ハ船體ハ大イニ進捗シテ居
ル、機關トカ艤装トカ云フ點ニ於テ聊カ不
備ノアルヲ免レナサイカトモ思フノデアル
ガ、是ハ又大イニ計畫ヲ積極的ニ進メマシ
テ、最善ノ努力ヲスルコトニ致シマス、一
昨日ノ汽車ノ三重衝突ハアレハドウ云フコ
トデアルカ、又詳細ナル報告ヲ聽キタイ、
常盤線土浦驛ノ椿事ハ誠ニ遺憾千萬デア
ル、今日ハ檢察官ノ手デ取調中デアルカラ、
鐵道省トシテハマダ御報告ヲスルコトハ出

來ナイ、是ハ二百九十四貨物列車ガ、貨物ノ分通過ノ石炭、貨物列車ガ、其ノ後カラ參り入換ヲシテ居リマス時ニ、午後六時五十三
マシテ接觸ヲシマシタ、サウシテ十八輛脱線轉覆ヲシタ、其ノ爲ニ其ノ隣リノ線路ガ傷ミマシテ、其ノ傷ンダ線路ノ所ニ更ニ列車ガ來マシテ、客車四、五輛脱線ヲシマシタ、其ノ若干ガ橋ノ上ニアッタ爲ニ川ニ落チマシテ死傷ガ出來タノデアリマス、若シモ橋ノ上デナカッタナラベ是程ノ出來事ハナカッタラウト思フ、死者九十名、重傷者七十九名ヲ出シタ、誠ニ遺憾ノ至リデアル、尙又今日ハ斯ウ云フ當盤線ノ如キ所ハ、石炭其ノ他貨物ノ輸送ガ頻繁デアリマシテ、後カラノ列車、貨車ガ來ル、其ノ爲ニ済車ノ間隔ト云フモノガ極メテ短イト云フ點ガ一ツノ原因デアツタラウト思フ、今後ハ益、保安装置ヲ整備シ、自動信號ヲ改善シマシテ、再び斯クノ如キ事故ノ起ラヌヤウ、ニ努メマス、慰安、弔慰其ノ他ノ方法ニ付テモ出來ルダケ十分ナコトヲ講ジタイト思フ、ソレカラ農產物ノコトニ付テ質問ガアリマシタ、米ハ今回六千三百三十萬石穫れル、相當ナ成績デアツテ結構デアルガ、甘

思フ、昨年ニ比シテ四億貫モ多ク出來テ居ル、明年ハ又更ニ是ハヤリ様ニ依ツテハ殖デアルガ、是モマダガ方法ニ依ツテハ來年度ハモット増産ガ出來ルト思フ、ソレニハ土地ノ改良ト云フコトガ伴フコトニナリマス、土地改良ハ食糧増産ニハ必要缺クベカラザルコトハ明瞭ナコトデアル、土地ヲ改良スレバ面積ガ殖エルノデアリマス、處ガ他方ニ於キマシテ、今日食糧ト同時ニ必要ナ物ハ薪炭デアリマス、薪ト炭デアリマス、是ハ前年度ヨリモ著シク其ノ生産ガ落ちテ來マシタ、ソコデ其ノ原因ハ何カト言フト、今回三箇月間ニ、此ノ一ト冬ニ、土地改良ヲヤラウト云フ計畫ガアル爲ニ、勞働力ガ其ノ方面ニ吸收サレタ結果デアル、之ヲドウ云フ風ニ調節スル貢思デアルカ、第一次増産計畫ト云フモノハ、モウ外米依存ト云フコトヲ脱却スルコトカラヤッタノデアル、第二次ノ増産計畫ハ、十年ノモノヲ一ト冬デ以テヤラウトスル頗ル忙シイモノデアルガ、是モ今日自給自足ノ必要ニ迫ラレテ居ルカラシテヤラナケレバナラナイ、薪炭ト食糧増産ト云フモノノ喰ヒ合ヒニ、コニ無理ガ起ツテ來タノデアルガ、之ヲ何トカシテ調節シナケレバナラヌコト

ハ御同感デアル、幸ニ土地改良ハ各縣ニ於テ非常ニ熱心ニヤッテ居ル、此ノ三箇月間ニ之ヲ仕上、ゲルト云フコトデアリマスガ、若干ハ次年度迄残ルモノガアリハシナイカトハ思フケレドモ、非常ナ意氣込ヲ以テ地方デヤッテ居ルノデアリマスカラシテ、出来ルダケ良イ結果ヲ期待シテ居ルノデアル、之ニ對シテ又、食糧増産ト云フコトモ絶對的ニ是ハ必要デアリマス、此ノ方面ニ付テモ勞力ヲ中心トシテノ具體案ヲ樹テナケレバナラナイ、ソレヲ又今日樹テツ、アル、一體日本デハ米作偏重主義ガアル爲ニ、ドウモ米ノ執著心ニ偏シテシマッテ、サウシテ米ノ外ノ麥ト諸ト云フ非常ニ必要ナモノガアルノニ、此ノ方ヲ閑却シテ困ル、米作偏重主義ヲ止メテ、適地適作主義ニ變ヘタラドウデアルカ、今回ノ經驗ニ依ルト云フト、餘リ土地ガ乾燥スルノデ甘諸ヲ作ク所ガ、當局カラ諸ヲ作ルコトハ相成ラヌ、今日ハ穀類ノ増殖ガ第一デアルカラ、之ヲ引ッコ抜イテ陸稻ヲ作レト云フヤウナコトヲ命令シタ所ガアル、是等ハ實ニ非常識デアッテ、適地適作デ、諸ニ適シタ處ハ諸ヲ作り、米ニ適シタ處ハ米ヲ作ルト云フノデナケレバ、増產ト云フモノノ調整ハ出來ナイモノデアル、陸稻等ハモウ廢止シタガ

宜カラウ、汽車ノ辦當ハ甘諸ニシタラ宜カラウト思フガ、ソレニ付テノ意見ハドウデアルカ、ソレ等ニ付テモ政府ハ、御尤モノ點ガ十分アルカラシテ、十分ニ是ハ考慮スルト云フコトデアリマス、消費問題ノ質問、即チ供出ノコトデアリマス、前ニハ少々満足ノ出来ナイ點モアッタ思フケレドモ今回ハ甘諸ニ付キマシテハ四割ヲ超エナイコトニシタノデアル、相當餘裕ヲ取ッタノデアリマス、此ノ故ニ五億數千萬貫ト云フモノヲ地方ニ割當テタノデ餘裕ガアル、又供出ト、皇國農村ニ付テノ御質問ガアリマシタ、供出ハ今回ハ段々無理ガ無クナッタ思フガ、政府ノ方針ニ無理ハナクテモ、段々末端ニ於テ、第一線ニ立ツ所ノ官吏ト農民トノ間ノ不調和ガ起テハ何ニモナラナイ、又小作人ト地主トノ間ノ離間ト云フコトガアッテハナラナイト思フ、ソレデアルカラ、單ニ机ノ上ノ命令ダケデハ、兎角末端ノ官吏ト農民トノ龜裂ヲ生ジ易イノデアルカラ、其ノ點ニ付テハドウ云フ風ニサレルノデアルカ、供出ト云フコトニ付テハ出來ルダケ農民ノ苦痛ヲ避ケテ行カナケレバナラナイノダ、又之ヲ避ケツ、又出ルダケ供出ノ方モ多クシテ行カナケレバナラナイ、供出ノ量ト云フモノハ是ハドウモ

年々増加スルコトデアラウト思フ、今回ハ各地廳ニ説明書ヲ送リ、又是ハ府縣村落ニ至ル迄其ノ説明書ヲ徹底スルヤウニ配布シタノデアル、又地方長官會議トカ、其ノ他面ノアタリ面會シタヤウナ場合ニハ、十分今回ノ供出ノ意義ガ徹底スルヤウニ努メル積リデアル、食鹽ニ付テノ問題ガアリマシタ、食鹽ガ專賣デアルガ爲ニ制限ガ必要ニナッテ來ルノデアル、制限ヲスルカラ食鹽ノ多產ガ出來ナイ、食鹽ノミナラズ之ヲ通シテ重要ナル工業ガ振ハナクナルガ、是ハ自由ニシテ、民間ノ事業ニシテハドウデアルカ、政府ハ、專賣デアルガ故ニ今日ノヤウナ生産ガ維持サレタノデアル、又維持無理ハナクテモ、段々末端ニ於テ、第一線ニ於キマシテハ政府ノ有力ナ財源ノツデアリマシタガ、今日ハサウ云フ財政主義ハ執ツテ居ナイ、若シ今日專賣デナカッタナラバ民間ガヤル、民間ガヤレバ、工業ニ必要デアルト云フノデ其ノ點、工場化スルヤウナコトガ起リ易イノデアッテ、又同時ニ鹽ノヤウナ廉イモノハ民間デハ引合ハナイ、從ツテ不振狀態ニ陥ル、是ハ政府ノ專賣デアッテ、而モ多年利用シツ、アル所ノ配給網ト開キ、委員長ノ報告ヲ求メタイト存ジマス、云フモノガ完備シテ居ル爲ニ、其ノ配給ノ制度モ實ニ宜ク行ツテ居ルト思フノデアル

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ガナケレバ、三案全部ヲ問題ニ供シマス、三案共、委員長ノ報告通リデ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、八條子爵
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
軍需會社法案

報告候也

昭和十八年十月二十八日

委員長 子爵八條 隆正

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔子爵八條隆正君演壇ニ登ル〕

○子爵八條隆正君 軍需會社法案ノ特別委

員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ダマス、

本委員會ハ今朝午前十時ヨリ會議ヲ開キマ

シテ、ツイ先刻迄繼續致シテ居リマシテ、

先程審議ヲ終リマシタヤウナ次第アリマ

ス、先づ最初ニ本法案ノ提出理由ニ付キマ

シテ政府ノ方ヨリ説明セラレマシタ所ヲ御

紹介申上ダマス、政府ノ提案理由ノ説明ニ

依リマスルト、現下ノ内外ノ情勢ニ鑑ミマ

シテ軍需生産ノ急速増強、特ニ航空戰力ノ

飛躍的擴充ヲ圖ルコトガ、刻下最大ノ要請

デアルコトハ改メテ申ス迄モナイコトデア

ル、而シテ之ガ實現ノ方途ハ極メテ多岐ニ

瓦リ、政府ニ於テモ是等諸方案ノ樹立、實

施ニ付テ銳意努力シツ、アルノデアル、併

シナガラ生産增强ノ直接ノ衝ニ當ルベキ企

業體制ハ尙在來ノ儘デアッテ、企業經營上ノ

國家的性格ハ必ズシモ明カデハナイ、其ノ

生産遂行上ノ國家責務ノ確保ニ付テモ、何

等特別ノ考慮ガ拂ハレテ居ナイノミナラズ、

企業ノ運營ハ、或ハ經理上ノ顧慮ニ左右セ

ラレテ、或ハ煩瑣ナル外部的統制ニ煩ハサ

ル、等ノ爲ニ、其ノ本來ノ生産性ヲ十分ニ

伸暢シ得ナイ狀態ニアルト思フノデアル、

從ツテ政府諸般ノ施策竝ニ國家意圖ハ、十分

企業ノ末端ニ迄滲透セズ、又國家ガ負託ス

ル重大ナル責務ヲ深ク認識シ、之ヲ端的ニ

生產活動ニ具現セムトスル努力ニ於テモ缺

タル處ナシトセナイノデアル、仍テ此ノ際

企業精神ヲ更ニ昂揚シ、企業ノ國家性ヲ經

營上明確ニシ、生產責任體制ヲ確立スルト

共ニ、其ノ責務ノ完遂ヲ阻害スベキ諸般ノ

拘束ヲ極力排除シ、以テ盛リ上ル國家意識

ニ基ク激刺タル生產活動ノ伸暢ヲ期スルコ

トガ、最モ肝要デアルト信ズルノデアル、

斯クノ如キ企業體制ガ確立セラル、ニ於テ

相俟ッテ、必ズヤ力強キ生產增强ヲ推進シ、苛

烈深刻ナル戰爭ノ要請ニ應ヘ得ルモト信ズ

ハ、政府ノ施策ハ企業ノ旺盛ナル活動力ト

シテ軍需生產ノ急速増強、特ニ航空戰力ノ

飛躍的擴充ヲ圖ルコトガ、刻下最大ノ要請

デアルコトハ改メテ申ス迄モナイコトデア

ル、而シテ之ガ實現ノ方途ハ極メテ多岐ニ

瓦リ、政府ニ於テモ是等諸方案ノ樹立、實

施ニ付テ銳意努力シツ、アルノデアル、併

シナガラ生產增强ノ直接ノ衝ニ當ルベキ企

業體制ハ尙在來ノ儘デアッテ、企業經營上ノ

國家的性格ハ必ズシモ明カデハナイ、其ノ

生産遂行上ノ國家責務ノ確保ニ付テモ、何

子トスル所ハ、昨日モ商工大臣ヨリ概略御

説明ガアリマシタガ、茲ニ本法案ノ内容ニ

付キマシテ少シク具體的ニ御紹介申上グヨ

ウト思ヒマス、先づ第一ニハ本法ノ軍需會

社、或ハ軍需事業ト云フモノニ付テノ定義

ヲ與ヘテ居ルノデアリマスガ、本法ニ於テ

軍需會社ト謂フノハ、軍需事業ヲ營ム會社

デアッテ、而シテ政府ガ指定スルモノニアリ

ル、而シテ其ノ軍需事業ト云フノハ如何ナ

ルモノデアルカト申シマスルト、兵器、航

空機、艦船等ノ重要軍需品、其ノ他軍需物

資ノ生產、加工及修理ヲ爲ス事業デアルト

云フコトニナッテ居リマシテ、其ノ具體的ノ

範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルノデアリマス、

本法ハ斯クノ如ク軍需會社ニ適用スルモノ

デアリマスルガ、尙本法中必要ナル規定ハ、

軍需事業ヲ營ムモノデアッテ會社以外ノモ

ノ及軍需ノ充足上必要ナル軍需事業以外ノ

事業ヲ營ム會社ノ他ノモノニ對シテモ、

之ヲ準用スルト云フコトニ相成シテ居リマ

シ制定セムトスルノデアッテ、飽ク迄モ企業ノ

機的組織ハラ尊重シ、其ノ運營上國家的性

格ヲ明カニシ、澎湃タル產業報國ノ精神ヲシテ

眞ニ其ノ效果アラシムルガ如キ強力ナル企業

運營ヲ期セムトスルノデアル、斯ウ云フノ

ガ提案ノ理由デアリマス、而シテ本案ノ骨

ス、即チ其ノ性格ヲ明確ニナラシメタモノ

デアルノデアリマス、次ニ生產責任體制ノ

確立ニ關スル規定デアリマス、即チ其ノ一

ハ生產責任者デアリマスガ、軍需會社ニハ

生產責任者ヲ置キ、生產責任者ハ政府ニ對

シテ會社ノ戰力増強ノ責務遂行ニ關シ會社

ヲ代表シテ其ノ責ニ任ゼシムルモノニアリ

マス、而シテ此ノ生產責任者ト云フノハ、

原則トシテ會社ニ於テ選任ヲ致シマス、若

シ會社ニ於テ選任セザルトキハ政府ガ之ヲ

任命スルト云フコトニナッテ居リマス、又其

ノ解任ハ政府ノ認可ヲ要シマス、更ニ政府ガ

生產責任者ヲ不適任ト認メタトキニハ、之ヲ

解任スルコトヲ得ルト云フコトニナッテ居

リマス、次ニ生產擔當者ニ關スル規定デア

リマスガ、生產責任者ハ本店又ハ軍需事業ヲ

營ム工場若シクハ事業場ノ第一線ニ於ケル

業務ニ附シテ、生產擔當者ヲ任命スルコト

ヲ得ルト致シテ居リマス、又政府ハ、生產擔

當者ヲ置クベキコト、又ハ解任スベキコト、

生產責任者ニ對シテ命ヅルコトヲ得ルモノ

シテ、生產責任者ノ指揮ニ從ツテ擔當業務ヲ

遂行スルノ責ニ任ズルモノデアリマス、而

シテ是等生產責任者又ハ生產擔當者ノ創

意、工夫、努力ニ依ツテ、十分其ノ責任ヲ以

テ國家ノ負託ニ應ヘルコトニナッテ居ルノ
デアリマス、又「生産責任者及生産擔當者」竝
ニ軍需會社ノ營ム軍需事業ニ從事スル者ハ
國家總動員法ニ依リ徵用セラレタルモノト
看做ス「ト云フ規定ガアリマス、次ニ生産命
令ニ關スル規定デアリマスガ、「政府ハ軍需會
社ニ對シ期限、規格、數量其ノ他必要ナル事
項ヲ指定シ軍需物資ノ生產、加工又ハ修理ヲ
命ズルコトヲ得」次ニ會社ノ運營ニ付キマ
シテノ諸般ノ命令規定ガ出テ居リマス、即
チ「政府ハ軍需會社ニ對シ受注若ハ發注、
設備ノ新設、擴張若ハ改良、原料若ハ材料
ノ取得、使用、保管若ハ移動、技術ノ改良
若ハ公開、試驗研究其ノ他事業ノ運營ニ關
シ必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ
政府ノ指定シタル事業以外ノ事業ヲ營ムコ
トヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得」ト云フ規
定モアリマス、而シテ又政府ハ「勤勞管理
並ニ資金調整及經理ニ關シ必要ナル命令ヲ
爲スコトヲ得」更ニ政府ハ「定款ノ變更、
事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休
止、合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若
ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得」ト云フ規定ガアリマ
ス、「軍需會社又ハ軍需事業ノ遂行ニ關係ア
ル者ニ對シ其ノ間ニ於ケル軍需事業ノ遂行

上必要ナル協力關係ノ設定ニ關シ必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得ルノデアリマス、
以上ノ如クニ、軍需會社ノ生產性ヲ確保ス
ル爲ニ、有ラユル命令ヲ發シ得ル權限ヲ、
政府ハ留保致シテ居ルノデアリマス、是等
軍需會社ガ命令生產ヲ達成スル爲ノ側面的
援助トシテ、此ノ爲ニ軍需會社ニ對シテ特別
シテノ諸般ノ命令規定ガ出テ居リマス、即
ス、即チ「軍需會社ノ業務執行、株主總會、社
員總會及社債權者集會ノ招集及決議其ノ他
軍需會社ノ運營ニ關シテハ他ノ法律ノ規定ニ
拘ラズ勅令ヲ以ツテ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得」
又「軍需會社ニ關シテハ必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ統制、取締等ニ關スル法
律ノ規定ニ付テ其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例
ヲ設クルコトヲ得」斯様ニ此ノ軍需會社ニ
對シマシテハ、一般ノ法令ノ規定ニ拘ラズ、
種々ノ拘束ヲ除外致シテ居ル規定ヲ存スル
ノデアリマス、次ニ前述ノ如キ各種ノ命令、
處分ヲ爲シタル場合ニ於テ、必要アルトキ
ハ政府ハ軍需會社ニ對シテ補助金ノ交付、
損失ノ補償、是等ニ止マラズ尙進シデ利益
ノ保證ヲ爲スコトヲ得、斯クノ如ク軍需會
社ニ對シテハ手厚キ保護ガ加ヘラレテ居ル
ノデアリマス、次ニ監督規定ト致シマシテ
ハ、監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ
減ズルト云フヤウナ制裁モアリマス、其

爲スコトヲ得、事業運營ニ關シ考查ヲ爲ス
コトヲ得、又業務及財產ノ狀況ニ付報告ヲ
徵シ、官吏ヲシテ臨檢、検査ヲ爲サシメル
コトヲ得、又政府ハ軍需會社ニ對スル命令
又ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ムル
軍需會社ガ命令生產ヲ達成スル爲ノ側面的
トキハ軍需會社ノ取締役若ハ監査役ヲ解任
シ又ハ業務ヲ執行スル社員ノ業務執行權
ナル措置ヲ執ルコトヲ得ルコトニナッテ居リマ
ス、即チ「軍需會社ノ業務執行、株主總會、社
員總會及社債權者集會ノ招集及決議其ノ他
軍需會社ノ運營ニ關シテハ他ノ法律ノ規定ニ
拘ラズ勅令ヲ以ツテ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得」
又「軍需會社ニ關シテハ必要アルトキハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ統制、取締等ニ關スル法
律ノ規定ニ付テ其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例
ヲ設クルコトヲ得」斯様ニ此ノ軍需會社ニ
對シマシテハ、一般ノ法令ノ規定ニ拘ラズ、
種々ノ拘束ヲ除外致シテ居ル規定ヲ存スル
ノデアリマシテ、生産責任者又ハ生産擔當
者ガ職務ヲ懈リ其ノ責任ヲ果サダルトキニ
ハ、懲戒處分トシテ之ヲ解任又ハ譴責ニ處
スル、又解任セラレタ者ガ取締役其ノ他ノ
役員デアルトキニハ之ヲ解任シ、其ノ他ノ
者ナルトキハ解雇ラスル、而シテ此ノ解任
又ハ譴責ニ止マラズ、制裁ト致シマシテ、
解任セラレタル場合ニ於ケル退職金ノ全部
ノデアリカト云フ問ニ對シマシテ、生
産條件ノ上ニ於ケル険路ハ、軍需省設置ニ
依リ大イニ打開スルコトヲ得ルデアラウ、
即チ從來企畫ハ企畫院ニ於テヤリ、其ノ實
施ハ各省ニ於テ實行致シテ來タノデアル
ガ、軍需省設置ニ依ツテ、企畫、實施ヲ共
ニ軍需省ニ於テ行フコトナリマス、又軍

ノ他ノ職員、從業員ガ生産責任者擔當者ノ
コトヲ得、又業務及財產ノ狀況ニ付報告ヲ
徵シ、官吏ヲシテ臨檢、検査ヲ爲サシメル
コトヲ得、又政府ハ軍需會社ニ對スル命令
又ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ムル
コトヲ得、又政府ハ軍需會社ニ爲ス懲戒規定ガアリマシテ、本法
罰則モ相當嚴重ナモノデアリマシテ、本法
ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
ニ對シテハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス、或ハ場合ニ依ツテ、情狀
ヲ喪失セシムルコトヲ得ル、斯様ニ一面ニ
於テハ又嚴重ナル監督ヲ加ヘテ居ルノデア
リマス、而シテ斯クノ如ク一面ニ於テハ各
種ノ命令ヲ發シテ軍需會社ヲ拘束シ、又現
行ノ諸般ノ法令規定ニ依ル所ノ拘束ヲ排除
シ、或ハ又特別ナル保護ヲ與ヘテ居ル、斯
様ナ特殊ノ會社デアリマスカラシテ、其ノ
制裁ニ付キマシテモ亦嚴重ナル規定ガアル
ス、斯クノ如キモノガ大體本法案ノ内容ニ
アルノデアリマス、次イデ委員會ニ於キマ
シテハ質疑ニ入リマシタガ、其ノ主ナルモ
ノヲ大體御紹介申上ゲマス、先づ最初ニ軍
需會社ハ、其ノ狙ヒハ生産ニ國家性ヲ貫徹
シ、生産責任性ヲ負ハシムルノニハ、生産ノ
諸條件即チ資材或ハ輸送關係、勞力等ノ確
保ニ付テ、政府ニ於テ責任ヲ取ル要ガア
ル、今回ノ軍需省設置ニ付テ具體的ノ方策
ハ如何デアルカト云フ問ニ對シマシテ、生
産條件ノ上ニ於ケル険路ハ、軍需省設置ニ
依リ大イニ打開スルコトヲ得ルデアラウ、
即チ從來企畫ハ企畫院ニ於テヤリ、其ノ實
施ハ各省ニ於テ實行致シテ來タノデアル
ガ、軍需省設置ニ依ツテ、企畫、實施ヲ共
ニ軍需省ニ於テ行フコトナリマス、又軍

依ッテ、計畫通りニ適時適所ニ適量ノ配分ガ行ハレ、同時ニ現場ニ於ケル實情把握ニ努メ、常ニ事實ニ即シ検討シ、輸路ヲ處理シテ行ク、此ノ爲ニ工務官、勞務官、陸海軍ノ監理官等ガ從來アツタノデアルガ、之ヲ唯一ノ監理官ニ統一シテ、一監理官ガ生産擔當者ト一體トナッテ、即時即刻輸路打開ニ付テ協力ヲシテ參ル、發注一元、勤労管理、資金調整、動力モ軍需省ニ於テ所管ヲスル、唯輸送ニ付テハ運輸通信省ニ於テノ所管トナッテ居ルノデ、ソレト協力シテ參ル、故ニ計畫、實施、是ガ相一致スルノデ、著シク刷新セラレルデアラウト云フ答辯デアリマス、又生産增强策ニ付テ、生産責任ヲ社長ニ一任シテモ效果ハ一向少イ、故ニ期待ニ反スルデアラウ、社長ハナカヽヽ大キ過ギテ陣頭指揮ガ容易ニ出來ナイ、故ニガアル、又第一線ニ於ケル軍隊モ必要デアルガ、銃後ノ生産障ニモ之ヲ充實スルノ必要ガアル、是等ニ付テノ政府ノ所見ヲ問ハレタノデアリマスガ、會社内部ノ機構ハ改善ノ必要ガアルガ、是ハ生産責任者ニ責任ヲ負ハセテ之ニヤラセル積リデアル、又科學技術ノ動員ハ必要デアル、一般ノ科學ト生產

トノ結合付ケ、大量生産ニ移ス必要ガアルノデアル、而モ急速ヲ要スルコトデアツテ、科學技術ノ總動員ヲ要スルノデアル、又是ト關聯致シマシテ、第一線トノ關係ニ關シテハ軍トモ話シ合ツテ、軍部ノ狀況ノ許ス限リ、銃後ニ於テ生産ニ從事シ得ルヤウニ致シテ居ルト云フコトデアリマシタ、又軍需會社ト軍需會社ニ非ザルモノトノ區別ヲ明確ニ、第三者ヨリ見テ區別シ得ルヤウニ公示等ノ方法ヲ採ル必要ガアルト思フ、然ラザレバ會社、株主ハ別トシテモ、取引ノ相手方タル第三者ニ對シテ不測ノ損害ヲ與フル虞ガアル、故ニ指定會社ニハ商業登記等ヲ爲サシムルガ宜クハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、軍需會社トシテノ指定ニ付テハ、第三者ニ對シテ明確ナラシムルノ必要ガアル、併シナガラ又考ヘナケレバナラヌコトハ、防諜上ノ關係デアル、軍需會社ヲ明カニセナイノヲ宜シトスルコトモ亦考ヘラレルガ故ニ、公示サセルニ付テハ尙研究ノ餘地ガアル、現在軍管理工場ニ對シマシテハ、會社ニ管理令書ヲ發シテ取引方面ニ於テモ支障ガナイノデアル、併シナガラ軍管理工場ト云フモノト軍需會社トハ違フモノデアルカラシテ、取引上、第三者保護ノ爲ニ公示ノ必要ガアルヤニモ亦考ヘラレルカ

ラ、是ハ尙考究ヲ致ス考デアルト云フコトノデアル、而モ急遽ヲ要スルコトデアツテ、デアリマシタ、又政府ノ價格賃金政策ニ付テノ質問ガアリマシテ、政府ノ政策ヲ尋ねラレタニ對シマシテ、價格ニ付テハ、一般ト同様に對シマシテ、價格ニ付テハトナル、價格ハ農商省ニ移管セラル、コトトナル、軍需省ニ於テハ其ノ所管物資ノ價格ヲ取扱フノデアル、即チ軍需品ヲ目的トスルノデアル、故ニ價格ニ付テモ國民生活ニ關スルアル、故ニ價格ニ付テモ國民生活ニ關スル、他ノ事業ニ及ス影響ヲ考ヘナケレバナル、他ノ事業ト異ッテラヌ、而シテ價格賃金ニ付テハ特ニ軍需會社ト軍需會社ニ非ザルモノトノ區別ヲ明確ニ、第三者ヨリ見テ區別シ得ルヤウニ公示等ノ方法ヲ採ル必要ガアルト思フ、然ラザレバ會社、株主ハ別トシテモ、取引ノ相手方タル第三者ニ對シテ不測ノ損害ヲ與フル虞ガアル、故ニ指定會社ニハ商業登記等ヲ爲サシムルガ宜クハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、軍需會社トシテノ指定ニ付テハ、第三者ニ對シテ明確ナラシムルノ必要ガアル、併シナガラ又考ヘナケレバナラヌコトハ、防諜上ノ關係デアル、軍需會社ヲ明カニセナイノヲ宜シトスルコトモ亦考ヘラレルガ故ニ、公示サセルニ付テハ尙研究ノ餘地ガアル、現在軍管理工場ニ對シマシテハ、會社ニ管理令書ヲ發シテ取引方面ニ於テモ支障ガナイノデアル、併シナガラ軍管理工場ト云フモノト軍需會社トハ違フモノデアルカラシテ、取引上、第三者保護ノ爲ニ公示ノ必要ガアルヤニモ亦考ヘラレルカ

ラ、是ハ尙考究ヲ致ス考デアルト云フコトノデアル、而モ急遽ヲ要スルコトデアツテ、デアリマシタ、又政府ノ價格賃金政策ニ付テノ質問ガアリマシテ、政府ノ政策ヲ尋ねラレタニ對シマシテ、價格ニ付テハ、一般ト同様に對シマシテ、價格ニ付テハトナル、價格ハ農商省ニ移管セラル、コトトナル、軍需會社ト軍需會社ニ非ザルモノトノ區別ヲ明確ニ、第三者ヨリ見テ區別シ得ルヤウニ公示等ノ方法ヲ採ル必要ガアルト思フ、然ラザレバ會社、株主ハ別トシテモ、取引ノ相手方タル第三者ニ對シテ不測ノ損害ヲ與フル虞ガアル、故ニ指定會社ニハ商業登記等ヲ爲サシムルガ宜クハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、軍需會社トシテノ指定ニ付テハ、第三者ニ對シテ明確ナラシムルノ必要ガアル、併シナガラ又考ヘナケレバナラヌコトハ、防諜上ノ關係デアル、軍需會社ヲ明カニセナイノヲ宜シトスルコトモ亦考ヘラレルガ故ニ、公示サセルニ付テハ尙研究ノ餘地ガアル、現在軍管理工場ニ對シマシテハ、會社ニ管理令書ヲ發シテ取引方面ニ於テモ支障ガナイノデアル、併シナガラ軍管理工場ト云フモノト軍需會社トハ違フモノデアルカラシテ、取引上、第三者保護ノ爲ニ公示ノ必要ガアルヤニモ亦考ヘラレルカ

ラ、是ハ尙考究ヲ致ス考デアルト云フコトノデアル、而モ急遽ヲ要スルコトデアツテ、デアリマシタ、又政府ノ價格賃金政策ニ付テノ質問ガアリマシテ、政府ノ政策ヲ尋ねラレタニ對シマシテ、價格ニ付テハ、一般ト同様に對シマシテ、價格ニ付テハトナル、價格ハ農商省ニ移管セラル、コトトナル、軍需會社ト軍需會社ニ非ザルモノトノ區別ヲ明確ニ、第三者ヨリ見テ區別シ得ルヤウニ公示等ノ方法ヲ採ル必要ガアルト思フ、然ラザレバ會社、株主ハ別トシテモ、取引ノ相手方タル第三者ニ對シテ不測ノ損害ヲ與フル虞ガアル、故ニ指定會社ニハ商業登記等ヲ爲サシムルガ宜クハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、軍需會社トシテノ指定ニ付テハ、第三者ニ對シテ明確ナラシムルノ必要ガアル、併シナガラ又考ヘナケレバナラヌコトハ、防諜上ノ關係デアル、軍需會社ヲ明カニセナイノヲ宜シトスルコトモ亦考ヘラレルガ故ニ、公示サセルニ付テハ尙研究ノ餘地ガアル、現在軍管理工場ニ對シマシテハ、會社ニ管理令書ヲ發シテ取引方面ニ於テモ支障ガナイノデアル、併シナガラ軍管理工場ト云フモノト軍需會社トハ違フモノデアルカラシテ、取引上、第三者保護ノ爲ニ公示ノ必要ガアルヤニモ亦考ヘラレルカ

生産責任者トシテ選任シテモ宜イト云フ規定ニナツテ居ルノデアリマス、此ノ點ニ付テノ質問デアルノデアリマスガ、只今申上ゲル通リニ社長ニ限ラザル理由ハ如何デアルカ、政府ニ對シ代表スルモノデアルガ故ニ是ハ社長トスベキデハナイカト云フノデアリマス、ソレニ對シマシテハ、生産責任者ハ會社ニ於テ選任スルノデアル、別ニ社長、役員ト限定ハシテ居ナイ、適任者が生産責任者トナルコトヲ希望スルノデアル、併シナガラ實際ハ、原則トシテ社長ガ生産責任者トナルコトト思ハレル、又生産責任者ハ二社以上ヲ兼ネルコトヲ得ルト云フコトモ、規定シテナイケレドモ、是ハ一會社ニ没頭スルコトヲ希望スルノデアル、併シ會社ノ事情ニ依ルコトデアルカラシテ、是ハ必ズシモ限定ハシナイト云フコトデアリマシタ、又一委員ハ、生産責任者ハ會社ニ於テ取締役中ヨリ選任スルコトシテ、適任者ガナイトキニハ、第三者ニ付テ適任者ヲ求メ、政府ノ認可ヲ受クルモノトシテハドニ第三者ヲ選任シヨウツルコトモアラウ、或ハ又監督アラウシ、又政府トノ連絡ノ官イ人ヲ責任者トシテ人選ヲスルコトモアラウ、或ハ又監督

官廳ノ意ヲ迎ヘテ選任スルト云フ弊モナシ
トハシナイ、現在ニ於テハマダ責任者選任
ニ關スル命令案ガ出來テ居ナイノデアリマ
スルカラシテ、命令ニ規定ヲスル時ニ、之ヲ明
文上ニ規定ヲシタラ宜クハナイカト云フ御
意見デアルノデアリマス、又是等責任者ニ付
キマシテ、政府ノ説明スル所ハ、前ニモ申上
ゲマシタガ、尙責任者ガ取締役以外ヨリ來
タトキニハ、會社ト有機的關係ヲ保持セシ
ムル爲ニ、責任者トシテ選任セラレタ、ナラ
バ役員トシテ業務執行ヲ出來ルヤウニスル、
即チ株式會社、デアツタトキニハ取締役トナ
ル、斯ウ云フノデアリマス、即チ第三者ガ
責任生産者トナツタトキニハ會社ノ役員トナ
ル譯デアルノデアリマス、又定款ニ定員ノ
定メガアルガアルトキデモ、取締役何名ト
規定ニアルトキデモ、定員ノ規定ニ拘ラズ
出來ルヤウニシヨウト思ツテ居ル、而シテ
又其ノ生産責任者トナリ、會社ノ役員トナッ
タ者、ソレハ政府ニ對シテ責任ヲ持ツガ、
又一面ニ於テ役員トシテハ他ノ役員ト同様
ニ職務權限ヲ有スルモノデアルノデアリマ
ス、斯クノ如ク生産責任者トシテノ責任ノ
外ニ、他ノ役員ト同ジ權限ヲ有スルモノデ
アリマスガ、他ノ役員ノ代表權ハ制限スル
モノトハ考ヘザルモ、場合ニ依ツテハ制限ノ

必要モアルコトモアラウ、斯ウ云フ答辯モアリマシタ、又一委員ハ、責任者ヲ社長以外ヨリ採ルトキハ、社長ト責任者トガ二人トナツテ責任ノ混淆ヲ來ス虞ガアル、事業經營責任ト生產責任トハ同一人デナケレバナルヌ、二頭政治トナッテテハ生產弱體化スル虞ガアル、故ニ原則トシテ社長ヲ責任者トシ、又ハ社長ノ推薦者ヲ以テ爲シタル場合ニハ政府ノ認可ヲ要スルコトトシテ、スルガ宜イ、若シ社長が責任者トシテ不適當デアルナラバ、其ノ社長ヲ更迭スベキデアルト云ル、斯クノ如ク飽ク迄モ社長ヲ以テ生產責任者トシ之ヲ同一人ト爲スベキデアルト云シテハ、政府ハ、是等ハ運用ニ依ッテ然ルペクヤラウト云フ考デアル、併シ尙命令ヲ制定スル迄ニハ餘裕ガアルカラシテ十分ニ考慮シヨウト云フ答辯デアリマシタ、次ニ生產責任者デアルトカ或ハ又生產擔當者ノ任期ハドウデアルカト云フ御質問デアッタノデアリマスガ、其ノ趣旨ニ依リマスト、生產責任者ト云フモノハ原則トシテ社長トシテ役員以外ノ第三者ノ任命セラル、場合ニモ役員看做スト云フコトデアッタガ、責任者ハ役員トシテ、任期ニ依テ任期満了ノアルモノデアルカ、換言スレバ社長ナリ取

締役トシテノ任期ガ満了シタトキニハ、生産責任者トシテモ退任スペキデアルト云フ
御質問デアルノデアリマス、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、商法ナリ定款ニ役員ノ任期ノ定メガアツテモ、是ハ生産責任者ニハ任期ハナイノデアル、社長ト責任者トノ同一ナルコトハ望マシキガ故ニ、社長ノ任期ガ満了シタトキト雖モ、責任者ハ任期ナキモノデアルガ故ニ、社長ノ重任スルコトヲ希望スルノデアル、故ニ生産責任者デアル間ハ、商法、定款ノ規定ヲ排除スルノ規定ヲ勅令ヲ以テ定メテ、社長ハ任期満了ト雖モ生産責任者デアル間ハ退任ハセナイト云フコトニ致スト云フ考デアルト云フコトデアリマシタ、更ニ社長ナリ生産責任者タルベキ者ノ陣頭指揮ニ付テノ御質問デアリマス、生產ノ最後ノ責任者ハ勞務者デアル、其ノ志氣昂揚ニ努メナケレバナラヌノデアル、是ハ首脳者ノ陣頭指揮ニ俟ツ所ガ多イノデアル、然ルニ現狀ニ於キマシテハ、首脳者ノ陣頭指揮ガ甚ダ十分デナイト云フ憾ガアル、何ガ故ニ其ノ陣頭指揮ニ缺クル所ガアルカ、スル事務デアルトカ、或ハ出張官吏ナドノ應接ナドニ違ガナイト云フヤウナコトノ爲ト申シマスト、其ノ首脳ガ、或ハ官廳ニ對スル事務デアルトカ、或ハ出張官吏ナドノ應接ナドニ違ガナイト云フヤウナコトノ爲

斯ウ云フ御質問デアリマス、ソレニ對シマシテハ、今後ハ政府ノ書面監督ヲ止メ、現場即決主義ヲ執ルコトニシテ居ル、又手續ナリ行政上ノ煩瑣ナル點ヲ一掃スル、從來資材、資金、労務等ノ所管官廳ガ分カレテ居タト云フコトガ、今度ハ軍需省ニ統一サレル、從ツテ會社首腦者ガアチラコチラニ奔走スル必要ガナクナル、其ノ他有ラユル方面ニ於テ官廳關係ノ事務ヲ簡素ニシテ煩瑣ヲ少クスル、是等ハ政府ト會社トノ方ノ關係デアリマスガ、又會社自體ニ於キマシテモ、會社ノ本社ト工場ト云フモノガ相當遠隔ノ地ニ在ル場合ガアツテ、工場長或ハ首腦部ガ出張スル要件ガアレバ、遠イ所指揮ニ缺クルヤウナコトモ無キシモ非ズ、デアルカラシテ、是等ハ今後ノ現場即決主義ニ依ツテ相當是正サレルデアラウ、サウシテ十分ニ生產責任者ナリ生產擔當者ノ創意工夫デヤラセテ、大イニ志氣昂揚ニ努ムル考デアルト云フコトデアリマシタ、軍需會社ノ監理官ニ關スル質問ヲ是ヨリ御紹介申上デマスルガ、先ヅ監理官ノ權限範圍ハ如何

居タト云フモノノ、廢止スルモノハ廢止ヲスル、併シナガラ廢止セナイモノモ成ルベク多ク現場ノ監理官ノ承認ニ止ムル程度ニ致シタイト云フコトデアリマシタ、次ニ監理官ノ人選ニ付キマシテ、從來軍方面ノ監理官ト云フモノハ其ノ希望者ガ少ク、從ツテ其ノ能力ハ低下致シテ居タノデアル、願ハクハ今後其ノ人選ニ付テハ優秀ナル人ヲ選ビ、又其ノ事務ニ熟練セシムル爲ニ努メテ轉任ヲ頻繁ナラシメナイヤウニスペキデナイカ、之ニ對シマシテ、監理官ノ人選、人事ト云フモノハ軍需省竝ニ軍需會社ノ運營上重大ナル關係ガアル、監理官ノ所要人員ハ相當ノ數ニ上ルモト思ハレル、故ニ是等ハ特別任用トシテ、軍官民有ラユル方面ヨリ適任者ヲ物色シテ人選ヲ致ス考デアル、而シテ又其ノ在任期間モ相當成ルベク長ク致シタイト思ツテ居ルト云フコトデアリマシタ、又監理官ノ成績查察ノ方法ニ付テノ御質問ガアリマシタガ、政府ニ於テハ、查察ニ付テハ現ニ行政查察使ヲ任命セラレテ查察ヲ行ツテ居ル、又從來トテモ左様デアルガ、官廳自體ガ自己查察ヲ行フコトガ多イ、各省多クハ考査課ヲ設ケテ省ノ事務ノ效率ヲ調査致シテ居ル、軍需省ニ於テモ考査課ヲ置ケレバナラヌコトモアリ、生產技術ニ干涉スルガ如キコトモアルケレドモ、是ハ、生產技術ニ干涉スルコトハ好マシクナイトコトデハアルガ、作戰上、輸送上ノ關係ガアッテ或種ノ原料材料ノ使用ヲ制限シ、海外品ノ代リニ國內生產品ノ使用ヲ命ゼナス、次ニ本法ハ命令事項ガ極メテ多イ、此ノ命令ハ指導監督ニハ宜イガ、生產者ノ生產技術ニ迄干涉スルト云フコトニナレバ、企業經營ヲ阻害スルノ虞ガアル、從來ノ監督官ガ生產昂揚ニ熱心ノ餘リ、生產方法ヲ強フル傾キガアッタガ、斯様ノ點ニ付テノ處ハ差支ナク、已ムヲ得ナイガ、法文ノ用語ハ甚ダ不明デアル、何カ是ハ明記シナケレバ、此ノ點ニ付テ濫用スルヤウナ弊ガアルカ

モ知レナイト云フ御注意ガアリマシタ、次イテ、現場ニ於ケル監理官、生產責任者、擔當者ノ成績ヲ考查セシムル考デアルト云フコトデアリマシタ、次ニ政府ハ軍需會社ニ對シテ受注若シクハ發注ニ付テ必要ナル命令ヲ爲スコトニナッテ居ル、又原料材料ノ使用ニ付テ命令スルコトガアルガ、是ハドウ云フ風ニヤルノデアルカト云フ質問ニ對シマシテ、受注發注ハ軍需省ニ於テ一元的ニ繁ナラシメナイヤウニスペキデナイカ、之ニ對シマシテ、監理官ノ人選、人事ト云フモノハ軍需省ニ於テ行フノデアル、原料材料ノハ軍需省ニ於テ行フノデアル、原料材料ノ使用ニ付テモ、能率ノ增進上、又使用上濫費ヲ爲スコトアルトキハ制限ヲセナケレバナラヌ、材料ノ使用ニ指圖スルノハ、生產技術ニ干涉スルガ如キコトモアルケレドモ、是ハ、生產技術ニ干涉スルコトハ好マシクナイトコトデハアルガ、作戰上、輸送上ノ關係ガアッテ或種ノ原料材料ノ使用ヲ制限シ、海外品ノ代リニ國內生產品ノ使用ヲ命ゼナス、次ニ本法ハ命令事項ガ極メテ多イ、此ノ命令ハ指導監督ニハ宜イガ、生產者ノ生產技術ニ迄干涉スルト云フコトニナレバ、企業經營ヲ阻害スルノ虞ガアル、從來ノ監督官ガ生產昂揚ニ熱心ノ餘リ、生產方法ヲ強フル傾キガアッタガ、斯様ノ點ニ付テノ處ハ差支ナク、已ムヲ得ナイガ、法文ノ用語ハ甚ダ不明デアル、何カ是ハ明記シナケレバ、此ノ點ニ付テ濫用スルヤウナ弊ガアルカ

モ知レナイト云フ御注意ガアリマシタ、次イテ、現場ニ於ケル監理官、生產責任者、擔當者ノ成績ヲ考查セシムル考デアルト云フコトデアリマシタ、次ニ政府ハ軍需會社ニ對シテ受注若シクハ發注ニ付テ必要ナル命令ヲ爲スコトニナッテ居ル、又原料材料ノ使用ニ付テ命令スルコトガアルカト云フ質問ニ對シマシテ、受注發注ハ軍需省ニ於テ一元的ニ繁ナラシメナイヤウニスペキデナイカ、之ニ對シマシテ、監理官ノ人選、人事ト云フモノハ軍需省ニ於テ行フノデアル、原料材料ノ使用ニ付テモ、能率ノ増進上、又使用上濫費ヲ爲スコトアルトキハ制限ヲセナケレバナラヌ、材料ノ使用ニ指圖スルノハ、生產技術ニ干涉スルガ如キコトモアルケレドモ、是ハ、生產技術ニ干涉スルコトハ好マシクナイトコトデハアルガ、作戰上、輸送上ノ關係ガアッテ或種ノ原料材料ノ使用ヲ制限シ、海外品ノ代リニ國內生產品ノ使用ヲ命ゼナス、次ニ本法ハ命令事項ガ極メテ多イ、此ノ命令ハ指導監督ニハ宜イガ、生產者ノ生產技術ニ迄干涉スルト云フコトニナレバ、企業經營ヲ阻害スルノ虞ガアル、從來ノ監督官ガ生產昂揚ニ熱心ノ餘リ、生產方法ヲ強フル傾キガアッタガ、斯様ノ點ニ付テノ處ハ差支ナク、已ムヲ得ナイガ、法文ノ用語ハ甚ダ不明デアル、何カ是ハ明記シナケレバ、此ノ點ニ付テ濫用スルヤウナ弊ガアルカ

意、工夫、努力ニ依ルコト相成ツテ居ル、職務ニ
故ニ監理官ヲ各工場ニ配置スルガ、職務ニ
付テハ職務規程ヲ設ケテ、生産責任者ト一
體トナリ、生産隙路打開ヲ第一トシ、之ニ
關シ指導、考査ヲ職務トスル、故ニ技術的
或ハ經營的方面ニハ不必要ナル干渉ハ爲サ
シヌ考ヘデアル、ト云フコトデアリマス、併シナガラ
次ニ本案全體及ビ第八條以下ノ規定ニ付テ
見レバ、先程御紹介致シマシタ通リニ、監
督其ノ他ノ規定ガ澤山アルノデアッテ、政
府ハ如何ナルコトモ出來ルヤウニ、規定ガ
嚴密ニ、脱漏ガナイヤウニ出來テ居ルヤウ
ニ見エル、會社ニ重大責任ヲ負ハセ、其
ノ代リニ手腕ヲ發揮セシムルノデ、増産ガ
出来ルノデアルケレドモ、本法ノ如ク諸種
ノコトヲ一々法令ヲ以テ嚴格ニ規定シタチ
マシテ、誠ニ御尤モデアル、責任者、擔當
者ニ全權ヲ委任シテヤラセルノガ本法ノ建
前デアルノデアル、唯兵器等軍需生産デア
ルガ故ニ、作戦上ノ見地ヨリ命令、指圖ノ
必要ガアルノデアル、即チ第八條以下各種
ノ命令ヲ爲スノ必要ガアル、是ガ故ニ一面
ニ於テ、第十三條ニ於テ損失ノ補償トカ、
輔助金ノ交付トカ、或ハ利益ノ保證ヲ爲シ

テ、無理ノナイヤウニ致シテ居ルノデア
ル、此ノ規定ヨリ見マスルト、有ラユル場
合ノ規定ガアル故ニ、甚ダ不安ヲ感ズルガ如
クデアリマスルガ、全體ノ精神ヨリ見ルト、
シヌ考ヘデアル、ト云フコトデアリマス、併シナガラ
大オニ自由ヲヤラセル精神ヲ持ッテ居ルノ
デアルト云フコトデアリマシタ、更ニ又軍
需會社ノ研究機關ハ技術院ノ下ニ統一スル
ヲ可トセズヤ、軍需省ノ設置ト共ニ科學技
術總動員體制ノ必要ガアル、官民研究機關
ガバラ／＼トナッテ居ッテハ適當デナシ、官
民研究機關ハ之ヲ系統的ニ技術院ニ統一ス
ルガ宜クハナイカト云フ質問ニ對シマシ
テ、規在ニ於テハ軍需會社ノ研究機關ノミ
デハナク、廣ク軍需生産増進ノ必要ガア
ル、今日各種ノ機關ニ於テ研究セルモノガ
實行ニ移サル、必要ガアルノデアル、科學
技術動員會議ト云フモノモ出來、之ニ依ッテ
活用セラル、コトモ考ヘテ居ルケレドモ、
特ニ軍需會社ノ研究機關ノミヲ技術院ノ下
ニ置クト云フ考ハナイ、併シ其ノ方向ニ進
ミツ、アル、必要ナルコトハ勿論デアルト
云フコトデアリマシタ、大體以上ノ如キ御
質問、又色々細カイ質問ガアリマシタガ、餘
リ時間ヲ取リマスルカラ此ノ程度ニ止メマ
スルガ、委員中ノ法律ノ權威者デアル方ハ、
本法案ノ各條ニ付テ色々詳細ナル検討ヲ盡

サレマシタ、一々ソレ／＼ノ箇條ニ付テ意見
ヲ述べ、質疑ヲ爲シ且批評ヲ試ミラレマシタ
ガ、此處ニ之ヲ御紹介スルコトハ餘り細カ
シテ、討論ニ入リマシテ、一委員ヨリ發言
クナリマスルカラ省略致シマス、併シナガラ
同委員ハ最後ニ希望的意見ヲ述べラレマシ
タ、本法ノ如キハ重大ナル法案デアルガ、
クナリマスルカラ省略致シマス、併シナガラ
需會社ノ研究機關ハ技術院ノ下ニ統一スル
ガバラ／＼トナッテ居ッテハ適當デナシ、官
民研究機關ハ之ヲ系統的ニ技術院ニ統一ス
ルガ宜クハナイカト云フ質問ニ對シマシ
テ、規在ニ於テハ軍需會社ノ研究機關ノミ
デハナク、廣ク軍需生産増進ノ必要ガア
ル、今日各種ノ機關ニ於テ研究セルモノガ
シナガラ斯様ナ重大ナル法案ハ、之ヲ提出
スルナラバ、法文ナリ命令ノ内容モ十日ヤ
二週間前ニ作ツテ、豫メ研究ナサシムルガ宜
イ、短期ノ議會デアルケレドモ、之ヲ議會
ニ提出スルノヲ不可ト言フノデハナイ、併
シナガラ斯様ナ重大ナル法案ハ、之ヲ提出
スルナラバ、法文ナリ命令ノ内容モ十日ヤ
二週間前ニ作ツテ、豫メ研究ナサシムルガ宜
イ、短期ノ議會デアルケレドモ、之ヲ議會
ニ提出セラレルノハ宜イガ、一夜作リト
ナラナイヤウニセラレタイモノデアルト
述ベラレマシテ、贊成ヲ表セラレマシタ、
メテ生産ニ當ラセルモノデアルカラシテ、
是ハ自分ノ歡迎スル所デアルト云フ意見ヲ
致ラレマシテ、贊成ヲ表セラレマシタ、
採決ニ移リマシタル處ガ、特別委員全會一
致ヲ以テ、本案ハ可決スベキモノナリト議
決致シマシタ次第デアリマス、以上ヲ以テ
御報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平龍壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ
ト申シマスルト、本法ハ時局ノ情勢上急施
ヲ要スルモノデアル、併シナガラ此ノ
実施期日ハ未だ確定ヲ致シテ居ラナイ、軍
需省ノ設立ト並行シテ、官廳方面、又陸海
軍、或ハ又會社方面トモ協力シテ準備ヲ急
カ

カ 「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス	○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會 ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通 リデ御異議ハゴザイマセヌカ
○子爵植村家治君 賛成	○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會 ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動 議ニ御異議ハゴザイマセヌカ	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 スマス	○議長(伯爵松平頼壽君) 是ニテ議案全部 ヲ議了致シマシタ、是ニテ散會ヲ致シマス
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	午後九時十二分散會
○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會 ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問 題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通 リテ御異議ハゴザイマセヌカ	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 スマス	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀 會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス	○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會 ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通 リデ御異議ハゴザイマセヌカ
○子爵植村家治君 賛成	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動 議ニ御異議ハゴザイマセヌカ	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス
○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 スマス	○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認 メマス

